

上田市公害防止条例の規制対象・規制基準
 新しい条例における各地域の変更点（真田地域）

項目			真田地域の変更点	
水質汚濁（汚水又は廃液）	1	動物の飼養の用に供するもの	(1) 豚の飼養施設	対象規模の下限を30頭（はん殖10頭）から50頭（はん殖5頭）に変更 対象規模の上限規定（250頭）を削除 規制基準の設定
			(2) 牛の飼養施設	規制基準の設定
			(3) 馬の飼養施設	
			(4) 鶏の飼養施設	
	2	自動車用燃料小売業、鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業及び自動車整備業の用に供するもの	(1) 洗浄施設	規制基準の設定
			(2) 油水分離施設	
3	食品残物処理の用に供するもの	食品残物処理装置（ディスポージャー）	新規	
工場・事業場の規制	1	金属加工施設	(1) 圧延機械	規制なし（規制対象地域なし）
			(2) ベンディングマシン（ロール式）	
			(3) 機械プレス	
			(4) せん断機	
			(5) 研磨機	
	2	空気の圧縮及び送風施設	(1) 空気圧縮機	
			(2) 送風機	
	3	土石用又は鉱物用の破碎、摩砕、ふるい、分級及び切断の施設	(1) 破碎機	
			(2) 摩砕機	
			(3) ふるい	
			(4) 分級機	
			(5) 石材引割機	
	4	繊維加工施設	(1) 紡績機械	
			(2) 編組機	
			(3) 撚糸機	
	5	木材加工施設	(1) 帯のご盤	
			(2) 丸のご盤	
			(3) たてのご盤	
			(4) かな盤	
	6	穀物用製粉施設	製粉機（ロール式）	
7	電線加工施設	(1) 編組機		
		(2) 絹巻線機		
8	その他の施設	(1) 重油バーナー		
		(2) 電気炉及びキューポラ		
		(3) 遠心分離機		
		(4) 集じん装置		
		(5) 冷凍機（冷房用を除く）		

項目				真田地域の変更点	
工場・事業場の規制	悪臭	1	動物の飼養の用に供するもの	(1) 豚の飼養施設	対象規模の下限を30頭（はん殖10頭）から50頭（はん殖5頭）に変更 規制基準の変更（汚物処理施設規定の変更、焼却規定の削除）
				(2) 牛の飼養施設	規制基準の変更（汚物処理施設規定の変更、焼却規定の削除）
				(3) 馬の飼養施設	
				(4) 鶏の飼養施設	規制基準の変更（家禽舎規定の追加、汚物処理施設規定の変更、焼却規定の削除）
大気汚染（粉じん）	1	鉱物又は土石のたい積の用に供するもの	たい積場	新規	
	2	破砕若しくは摩砕施設	破砕機及び摩砕機		
	3	ふるいの用に供するもの	ふるい		
特定行為の規制	特定建設作業	1	くい打機等を使用する作業	新規（ただし届出不要）	
		2	びょう打機を使用する作業		
		3	さく岩機を使用する作業		
		4	空気圧縮機を使用する作業		
		5	コンクリートプラント、アスファルトプラントを設けて行う作業		
		6	コンクリートカッターを使用する作業		
		7	鉄球を使用する解体作業		
		8	害鳥威嚇用爆音機を使用する作業		禁止時間を日没から日の出とする 禁止範囲を住家周辺の100m以内とする
日常生活等の規制	生活排水の排出制限			新規	
	雑排水簡易浄化槽の設置義務				
	屋外作業の制限				
	土砂流出の防止				
	拡声機の使用規制				
	夜間の静穏保持				